



■ 令和3年度における「パブリックコメント手続」の実施状況の公表について

「パブリックコメント」とは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1)政策の案と資料を公表し、(2)それに対する意見や情報を広く募集し、(3)寄せられた意見等を考慮し政策を決定するとともに、(4)その意見等に対する考え方等を公表することをいいます。

札幌市では、市政への市民参加の推進の一環として、重要な政策の決定過程での**市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上**を図り、これにより、**市民との協働による市政運営**を進めることを目的とし、本市が行うパブリックコメント手続についての統一的な基準を定めた「**札幌市パブリックコメント手続に関する要綱**」（以下「要綱」といいます。）を制定し、平成16年7月1日から施行しています。

この冊子は、令和3年度におけるパブリックコメント手続の実施状況をお知らせするものです。

なお、それぞれの政策案の内容とパブリックコメント手続において寄せられた意見の概要・それに対する札幌市の考え方については、それぞれの政策案の担当課において作成している閲覧・配布資料又はインターネットホームページを御覧ください（政策案の担当課につきましては、2ページから5ページまでの表の「お問合せ先」に掲載しています。なお、「お問合せ先」は、令和4年6月2日現在のものです。）。

※この冊子の内容は、札幌市役所のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/somu/pub-comment/>）でも御覧になれます。

<目次>

令和3年度にパブリックコメント手続を実施した政策案と意見の提出状況について	2ページ
適用除外規定の適用状況について	5ページ
札幌市のパブリックコメント制度の概要	6ページ
札幌市パブリックコメント手続に関する要綱	10ページ

<パブリックコメント制度についてのお問合せ先>

札幌市総務局行政部法制課（札幌市役所本庁舎 10階北）

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話：011-211-2164

FAX：011-218-5171 Eメール：hosei@city.sapporo.jp

■ 1 令和3年度にパブリックコメント手続を実施した政策案と意見の提出状況について

令和3年度中に要綱に基づきパブリックコメント手続を実施した政策案は、**11件**です。
その内訳は、

- ① 義務賦課・権利制限について定める条例・規則の案の作成に関するもの（要綱第3条第1項第1号イ及び第2号関係） **1件**
- ② まちづくり戦略ビジョン・その実施計画又は市政の特定の分野に関する基本的な計画（要綱第3条第1項第3号関係） **9件**
- ③ その他必要に応じて実施したもの（要綱第3条第3項関係） **1件**です。

手続を実施した政策案と意見の提出状況は、次のとおりです。

<要綱に基づきパブリックコメント手続を実施したもの>

(1) 義務賦課・権利制限について定める条例・規則案（要綱第3条第1項第1号イ及び第2号関係）

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
(仮称) 札幌市客引き行為等の防止に関する条例（素案）	777人 （うち団体1）	787件	有（1項目）	令和3年12月10日～令和4年1月17日	令和4年2月15日	市民文化局地域振興部区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎13階南） 電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156 E-mail：kusei@city.sapporo.jp

(2) まちづくり戦略ビジョン・その実施計画又は市政の特定の分野に関する基本的な計画（要綱第3条第1項第3号関係）

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市下水道事業中期経営プラン2025（案）	6人	11件	無	令和3年4月15日～令和3年5月18日	令和3年7月13日	下水道河川局経営管理部経営企画課 〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目 電話：011-818-3452 FAX：011-812-5203 E-mail：gesui@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略(案)	14人	25件	有(3項目)	令和3年7月26日～令和3年8月24日	令和3年10月27日	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎15階北) 電話：011-211-2376 FAX：011-218-5129 E-mail：kanko@city.sapporo.jp
札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本構想(案)	11人	49件	無	令和3年10月15日～令和3年11月15日	令和4年1月31日	スポーツ局招致推進部調整課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目(ORE札幌ビル9階) 電話：011-211-3042 FAX：011-211-3048 E-mail：olypara-shisetsu@city.sapporo.jp
第2期札幌市映像活用推進プラン(案)	0人	0件	無	令和3年12月24日～令和4年1月31日	令和4年3月31日	経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎15階北) 電話：011-211-2372 FAX：011-218-5130 E-mail：creative@city.sapporo.jp
札幌市火葬場・墓地に関する運営計画(案)	12人	23件	有(1項目)	令和3年12月24日～令和4年1月31日	令和4年3月22日	保健福祉局保健所生活環境課 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目(WEST19 3階) 電話：011-622-5182 FAX：011-622-7311 E-mail：uneikeikaku@city.sapporo.jp
(仮称)新展示場整備基本計画(案)	8人	18件	有(2項目)	令和4年2月7日～令和4年3月8日	令和4年4月4日	経済観光局国際経済戦略室経済戦略推進課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎15階北) 電話：011-211-2481 FAX：011-218-5130 E-mail：global@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
令和4年度 札幌市食品 衛生監視指 導計画 (案)	3人	7件	無	令和4年2月9 日～令和4年 3月10日	令和4年3月31 日	保健福祉局保健所食の安全推進課 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 (WEST19 3階) 電話：011-622-5170 FAX：011-622-5177 E-mail：shoku-anzen@city.sapporo.jp
さっぽろ読 書・図書館 プラン2022 (案)	9人 (上記 のほか 子ども 22人)	21件 (上記 のほか 子ども の意見 34件)	有(2 項目)	令和4年3月9 日～令和4年 4月7日	令和4年5月31 日	教育委員会中央図書館運営企画課 〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁 目 電話：011-512-7330 FAX：011-512-7110 E-mail：chuotosyokan@city.sapporo.jp
白石破碎工 場更新基本 計画(案)	0人	0件	無	令和4年3月 18日～令和4 年4月18日	令和4年5月31 日	環境局環境事業部施設建設担当課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (札幌市役所本庁舎13階北) 電話：011-211-2922 FAX：011-218-5105 E-mail：seiso- shisetsukensetsu@city.sapporo.jp

(3) その他必要に応じて実施したもの(要綱第3条第3項関係)

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市動物 園条例(素 案)	22人	72件	有(2 項目)	令和4年1月 28日～令和4 年2月28日	令和4年5月17 日	環境局円山動物園経営管理課 〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1 電話：011-621-1426 FAX：011-621-1428 E-mail：zoo.kanri@city.sapporo.jp

■ 2 適用除外規定の適用状況について

パブリックコメント手続を実施することとしている政策案に当たる場合であっても、要綱第3条第2項に定める適用除外事由に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができることとしています。

令和3年度において適用除外規定を適用した政策案は4件であり、その名称と適用除外事由、政策を決定した時期は、次のとおりです。

政策案の名称	適用除外事由	政策を決定した時期	
札幌市立地適正化計画（案）	政策案の内容について軽微なものであると認めたもの（要綱第3条第2項第2号関係）	平成28年に策定した同計画から考え方、方向性を変更するものではなく、時点的に生じる図の不一致を解消するための修正であることから、軽微な変更であると認めたもの	令和3年8月
札幌市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（案）	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（手稲山口地区、前田公園南地区、北6条東3丁目周辺地区及びビール工場跡地地区地区計画）	令和3年5月
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（森林公園パークタウン北地区地区計画）	令和3年12月
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（大通Tゾーン札幌駅前通地区地区計画）	令和4年3月



札幌市のパブリックコメント制度の概要

▶ パブリックコメントとは

「パブリックコメント」とは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1)政策の案と資料を公表し、(2)それに対する意見や情報を広く募集し、(3)寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、(4)その意見等に対する考え方等を公表することをいいます。

▶ パブリックコメントの目的

パブリックコメントは、重要な政策の意思決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、これによって、市民との協働による市政運営を進めることを目的としています。

▶ パブリックコメントを実施する政策案

■ 条例

1 市政に関する基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

- 「市政に関する基本的な制度又は方針」とは、広く市民を対象とする制度や、市政の在り方・方向性を定める方針をいいます。このような条例の例としては、行政手続条例、情報公開条例、環境基本条例などがあります。
- 新規制定のみならず、一部改正であっても、既に定めた制度・方針を変更する場合は、対象とします。

2 義務の賦課又は権利の制限について定める条例

- 「義務の賦課又は権利の制限」とは、市民等に対し、一定の行為について市への届出を求めることや、一定の行為自体を禁止することなどをいいます。このような条例の例としては、生活環境の確保に関する条例、緑の保全と創出に関する条例、屋外広告物条例などがあります。
- 条例の委任により義務の賦課又は権利の制限について定める規則も対象とします。
- 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収について定める条例は、対象外とします。



- ・ 新規制定のみならず、一部改正であっても、義務の賦課又は権利の制限を強化し、又は緩和する場合は、対象とします。

■ 計画

1 まちづくり戦略ビジョン及びその実施計画

- ・ まちづくり戦略ビジョンとは、目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくための基本指針となるもので、札幌市の計画体系では最上位に位置付けられます。

2 市政の特定の分野に関する基本的な計画

- ・ 市内の全域又は多くの市民を対象とするものや、市政の在り方・方向性を定める計画は、その名称（構想、方針、ビジョンなど）にかかわらず、これに該当します。
- ・ 既存の例としては、男女共同参画さっぽろプラン、健康さっぽろ 21 などが挙げられます。
- ・ 地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設（札幌ドーム、地区センター、児童会館、市営住宅、道路、公園などの市民が利用するための施設）のうち、政策を実施する上での拠点となる施設や、多くの市民の方が利用する施設については、その整備計画も対象とします。

■ その他

上記以外の政策案でも、市民生活に及ぼす影響が大きく、市民の方の関心が高いものについては、できる限りパブリックコメントを実施するようにします。

▶ 適用除外

次の場合は、パブリックコメントを実施しなくてもよいこととします。

- ・ 迅速・緊急に決定する必要がある場合
- ・ 軽微である場合
- ・ 実質的に裁量の余地がない場合
- ・ 市民意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- ・ 審議会などにおいてパブリックコメントを実施し、その答申どおりに市が決定する場合

▶ 手続の流れ

札幌市におけるパブリックコメントの具体的な手続の流れは、次のとおりです。

- 1 政策案を作成する。
- 2 できる限り、パブリックコメントを実施する旨を広報さっぽろなどで予告する。
- 3 政策案等を公表する。

公表するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策案 2 政策案の趣旨、目的、背景 3 政策案の概要 4 政策案に関する重要な論点とそれに対する市の考え方 5 その他市が必要と認めた資料
公表方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 市のホームページへの掲載（※） 2 政策案の所管課、行政情報課、区役所などにおける配布（※）・閲覧

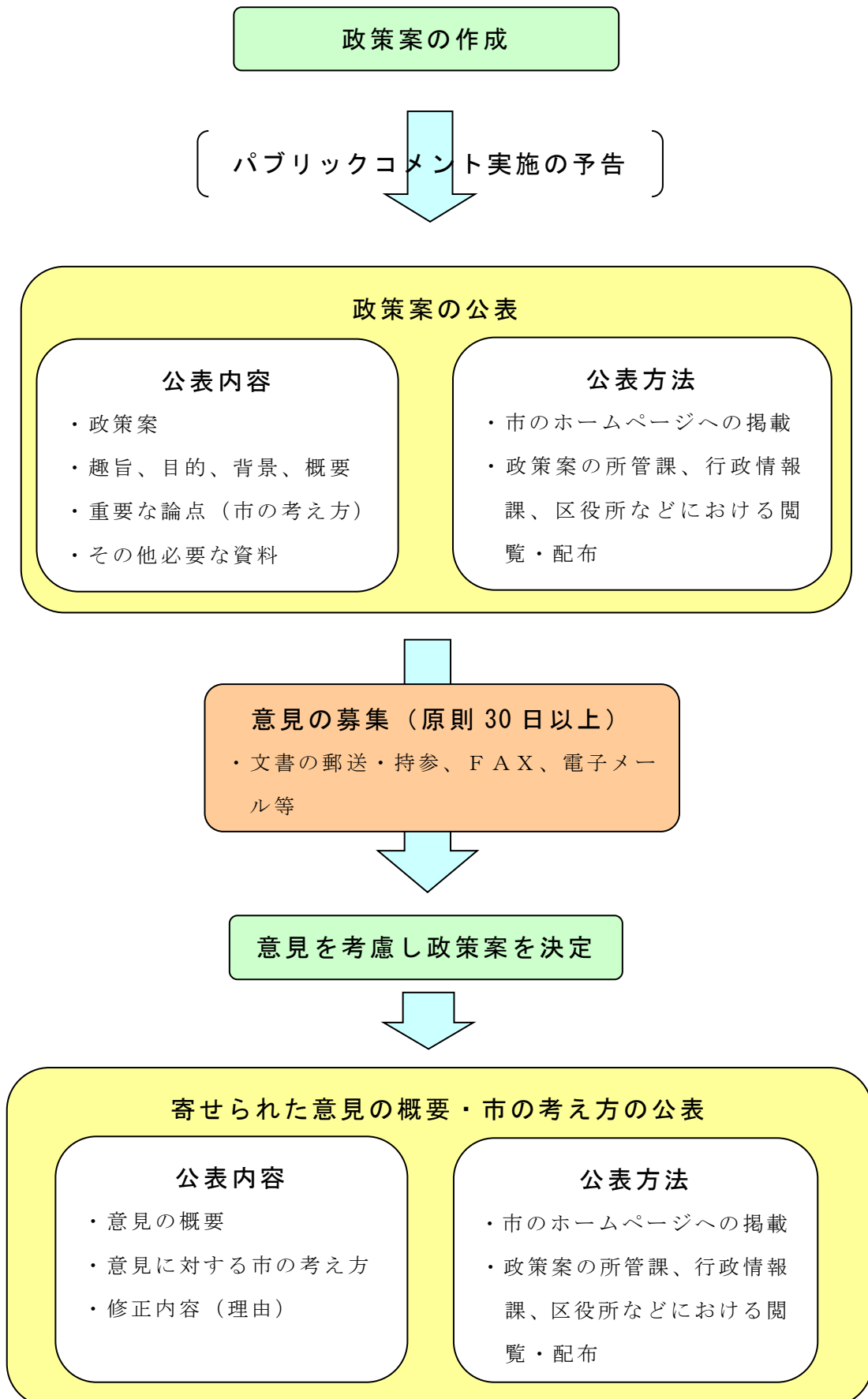
※ 政策案等が大量な場合は政策案の趣旨、目的、背景と概要のみ

- 4 市民からの意見・情報を募集する。

募集期間	原則 30 日以上とする。
受付方法	指定場所への文書の郵送・持参、FAX、電子メールなど
氏名・住所の記載	意見等には、氏名・住所を記載してください。

- 5 寄せられた意見等を考慮して政策を決定する。
- 6 寄せられた意見等の概要とそれに対する市の考え方を公表する。
- 7 パブリックコメントを実施中の政策案を一覧にして、常時公表する。
- 8 毎年度 1 回、前年度のパブリックコメントの実施状況報告書を作成し、公表する。

〈手順の流れ図〉





札幌市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 本市の重要な政策の策定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する手続をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する自然人、法人その他の団体その他次条第1項各号に規定する条例の案、規則、基本構想の案及び計画に係る案（以下「政策案」という。）に関し利害関係を有するものをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合は、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施しなければならない。

- (1) 次に掲げる条例の案を作成する場合

ア 市政に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

イ 市民等への義務の賦課（市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に係るものを除く。）又は市民等の権利の制限（次号において「義務賦課・権利制限」という。）について定める条例（第3号の規定によりパブリックコメント手続を実施した主要な公の施設に関する計画に基づいて定めるものを除く。）

- (2) 前号イの条例の委任により定める規則（人事委員会規則及び教育委員会規則並びに地方公営企業の管理者が定める規程を含む。）で、義務賦課・権



利制限について定めるものを制定する場合

(3) まちづくり戦略ビジョン若しくはこれに基づく実施計画若しくは市政の特定の分野に関する基本的な計画（主要な公の施設に関する計画を含む。）を策定する場合又はこれらを変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が政策案について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合

(2) 実施機関が政策案の内容について軽微なものであると認めた場合

(3) 実施機関が政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合

(4) 政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合

(5) 実施機関において、政策案について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合

3 第1項各号に掲げる場合のほか、実施機関は、政策の策定に際し、必要と認めるときは、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施することができる。

（政策案等の公表）

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の規定によりこの要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しない場合を除く。）は、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

(1) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景

(2) 政策案の概要

(3) 政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方

(4) その他実施機関において市民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

（政策案等の公表方法）

第5条 前条の規定による政策案及び参考資料の公表（以下「政策案等の公表」



という。)は、政策案を所管する課、行政情報課、区役所その他実施機関が必要と認める場所(以下「所管課等」という。)における閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策案又は参考資料が著しく大量であるため、同項の規定による公表が困難であると認めた場合は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては前項の方法により、政策案並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる事項にあっては所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

(周知)

第6条 実施機関は、政策案等の公表を行うときは、市のホームページ又は広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集及び募集期間)

第7条 実施機関は、政策案等の公表を行ったときは、30日以上の間を設けて、市民等から政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の間を設けることができる。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

- 2 実施機関は、前項の受付を行うときは、市民等に対し氏名及び住所(市民等が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の明示を求めるものとする。

(意見等に対する措置)

第9条 実施機関は、政策案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見等を考慮しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに同項の規定により考慮した結果政策案の修正をした場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。ただし、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第7条各



号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

(一覧表の公表)

第10条 市長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている政策案の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 政策案の名称

(2) 意見等の募集期間

(3) 前条第2項の規定による公表を行う時期

(4) 政策案及び参考資料の入手方法及び問い合わせ先

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況(第3条第2項各号の規定の適用に関する状況を含む。)を公表しなければならない。

(公表方法に関する規定の準用)

第12条 第5条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う政策案について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある政策案で、市民等の意見を聴取する手続を経ているものについては、この要綱の規定は適用しない。



令和 3 年度における「パブリックコメント手続」の
実施状況の公表について

令和 4 年 6 月 30 日発行

編集・発行 札幌市総務局行政部法制課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL (011) 211-2164

市政等資料番号	01-A01-22-1185
関係部局保存期間	1 年